

## 陳情事項

## ★印が懸念の重点項目

## 【1】自治体の基本的あり方にについて

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。
- ②「住民の福祉の進歩を図る」という地方自治の目的に沿って、市の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。
- ③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げるなどなく住民サービス充実の観点から基準の向上をめざしてください。

★①微税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、微税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構ごとの収取事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の事情をよくつかみ、相談にののるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

## ★【2】福祉医療制度について

- ①福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

③障がい者医療の精神障がい者の補助対象を、一般的の病気にも広げてください。

- ④後期高齢者医療対象者のうち民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

## 【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

## 1. 安心できる介護保障について

- (1) 介護保険について
- ①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

- ②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

## 回答

①憲法、地方自治法などをふまえた自治体の施策を進めていきます。

- ②住民の福祉の増進を基本に、自治体として必要な施策の充実に努めています。
- ③「地域主権改革」に基づく権限移譲等に向け、国県から情報収集するとともに、必要な条例改正を行なう等、適切に対応しています。

- ④当市では、公平・公正な課税、徵稅を目標に掲げ市政を運営しています。滞納整理機構の業務については、愛知県と知多地区5市5町との協働により実施していますが、当市の業務とらえております。なお、当初の目標よりも大きな効果をあげている為、今後も引き続き滞納整理機構に参加し、徵收事を移管していきます。また、一括納付が困難な滞納者に対しては、分割納付等についてきめ細やかな納付相談を実施し、対応いたしております。

- ①平成24年10月から子ども医療の通院対象年齢を中学3年生までに拡大し、自己負担額の3分の2を助成します。
- ②平成24年10月から中学3年生までに拡大します。それ以上の拡大予定はありません。

- ③拡大予定はありません。
- ④現在、市単独でひとり暮らし非課税者を対象に補助をしています。拡大予定はありません。

- ①介護保険料は介護サービス給付費に対しての被保険者負担割合が決まっており、3ヵ年毎に必要な介護給付費を計算しそれに対応した保険料の設定をしております。

- 本年度から第5期計画においては、第3段階の細分化を含め8段階10区分の段階設定をし、応能負担となるよう努めています。

- ②保険料については、能力に応じた段階の負担を求めるという観点から、国の段階制を採用している。市民税非課税世帯ということや本人所得を考慮した段階設定をおこなっており、低所得者の負担は軽減されていると考えています。

- ③高額介護サービス費、高額医療費算介護サービス費、特定入所介護サービス費、社会福祉法人の軽減、境界層の取扱いにより実施しています。

## 陳情事項

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もつて動き続ければなるよう委託費を引き上げてください。

⑦介護・福祉労働者を確保するたために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

### (2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。  
ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

ウ.老人所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

エ.高齢期にあっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。  
また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

### (3) 障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者は障がい者控除の対象としてください。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

## 回答

- ④今年度から創設された制度であり事業実施においての効果等が分からぬ状況のため、全国的な動向を見ながら第6期介護保険事業計画以降の実施について今後研究していきます。第5期計画期間では実施しません。
- ⑤介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設の施設整備については、県の計画に沿って基盤整備されています。平成24年3月に地域密着型特別養護老人ホーム29床が開所しました。また、26年度に小規模多機能型居宅介護サービス事業所の開設を計画しています。
- 低所得者に対しては特定入所介護サービス費で助成を行っています。
- ⑥地域包括支援センターは、直営で実施しており、十分機能を果たしているので中学校区毎の設定は考えていません。
- ⑦介護従事者については、厳しい労働環境などから離職率が高くなっています。そのため、24年度に介護報酬改定が行われ介護労働者の報酬・処遇の改善が図られています。独自の支援は現在のことろ考えていません。

- ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの状況確認については民生委員を通じて行っています。また、介護認定を受けない単身、高齢夫婦などに対する軽度な日常生活上の援助を行う軽度生活援助サービスがあり、この対象者には買い物や掃除等の生活支援を行っています。
- イ.車椅子、担架等を利用する方で要介護3以上及び障害者手帳3級以上の市民税非課税世帯の方には市内の送迎について無料の送迎を行っています。
- 昭和56年から北部バスを運行しております。地域公共交通に関する関係者組織の立上げを今後検討してまいります。
- ウ.地域のサロン等に社会福祉協議会がふれあい活動支援事業の助成を行っており、仲間づくり、健 康維持・増進の活動を行っています。
- エ.現在のことろ考えておりません。
- ②月~金(祝日年末年始除く)の夕食で実施し、土日が必要な場合は民間の業者へ依頼できるよう紹介しています。助成額の増加は現在のところ考えておりません。ふれあい方式は他の事業(特定高齢者閉じこもり予防事業)で実施しています。

- ①障害者控除は障害者手帳保持者に準ずる人を対象に出すものであり、要介護認定を受けているという状況のみでは、該当しないと考えます。
- ②上記と同様の理由で全ての人に郵送する予定はありません。また、該当者に対しても利用しない場合もある為、個別送付ではなく申請があつた人に交付していきます。障がい者控除の周知には努めています。

回 答	
2. 高齢者医療などの充実について	①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。 ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。
3. 子育て支援などについて	①妊娠婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。 ②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1、4倍以下の世帯までとしてください。 申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。 支給内容を拡充してください。 ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。 ④放課後等支援事業を守るために、食の安全管理を万全にしてください。 ⑤女性、特に妊娠婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。
4. 国保の改善について	①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。 ★②保険料（税）について ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを起こない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。 イ.18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。 ウ.前年所得が生活保護基準額の1、4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。 エ.所得減少による減免要件は、「前年所得が1、000万円以下、かつ前年所得の10分の工。減免要件は、他の減免との整合性を踏まえ定めています。所得減少による減免要件の変更は考え

2. 高齢者医療などの充実について	①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付する予定はありません。 ②高齢者が必要な医療を受ける機会を損なうことがないよう留意して、適切に運用しています。現在、該当者はいません。
3. 子育て支援などについて	①平成24年度は、県内市町村と歩調を合わせ、産前14回、産後1回の助成をしています。来年度以降については原則、国庫補助があれば24年度と同じ内容で助成していきたいと考えています。 ②就学援助については、生活保護法の要保護者に準する程度に困難していると認められる準要保護児童生徒を対象としています。準要保護児童生徒のうち、所得調査を要する世帯は生活保護基準額の1、3倍を基本に認定の判断を行っており、見直しは検討しません。申請の受付については、市と学校、どちらも窓口として受け付けをおこなっています。申請手続きには民生委員の証明は必要とします。 ③小中学校の給食費について、無料化は検討していません。 ④食品の安全と安心の確保に万全を尽くします。 ⑤避難所の運営につきましては、常滑市地域防災計画に「女性の参画を推進するとともに、男女の二ースの違い等男女双方の視点等に配慮するもの」とする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする」と定めてあります。 女性、特に妊娠婦や高齢者に配慮した避難所に努めてまいります。
4. 国保の改善について	①国保の都道府県単位化は、國が国民皆保険制度を堅持するために行う国保の財政基盤強化策です。 一保険者としての意見等は、市長会・知事会等を通じて適宜申し上げていく所存です。
★②保険料（税）について	ア.一般会計からの繰り入れは、今後も法定の範囲内のみで行い、法定外の繰り入れは行いません。 イ.持続可能な医療制度とするため、充分な負担は避けられません。受診の際には、子ども医療制度で負担軽減を実施しています。 ウ.所得に応じた課税を実施しています。また、世帯の所得により該当世帯には、均等割・半等割について軽減をしています。

## 障 情 事 項

9以下」にしてください。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年未までの子どもいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

イ. 帰納者に対し給付の制限をしないでください。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押さえなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

5. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担・施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を課税世帯を含めてなくしてください。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

⑤避難所のパリアフリー化をすすめしてください。

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようになりますとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉医療間での共有、県との共有を考えてください。

## 回 答

ていません。

ア. 資格証明書の発行は行っていません。

イ. 特に行っていません。

ウ. 分納誓約を約束通り遵守・履行している場合は、普通証を交付しています。

エ. 支払が困難な方には、納税相談を実施し、生活実態の把握に努め、分割納付等の相談に応じています。

④一部負担金の減免制度は、生活保護基準で実施しており、その内容については市の広報誌、医療機関および納税通知書に同封するなどして周知しています。

①障がい福祉サービスの利用料等は国の基準により行っており、地域生活支援事業等についても課税世帯については、利用者負担を国の制度に準じて行っています。

②支給については、その方の状況や家族状況等を考慮して必要な時間を支給しております。

③移動支援事業は、余暇活動等社会参加のための外出であり、通年かつ長期にわたる通所、通学は対象とはしておりません。

④介護保険法のとおりとし、市町村単独実施は考えていません。  
介護保険制度では住民税非課税世帯に対して高額介護サービス費制度があり利用料は軽減されています。

⑤避難所のほとんどは公共施設を指定しております。パリアフリー化は進んでいます。

⑥防災避難所につきましては、施設管理者に要望しております。今後のあり方にについて、どのように活用できるか、防災関係者と共に検討をしていきます。

⑦引き続き災害時要援護者登録台帳に登録された方の情報を、地域の自主防災班(各区・町内関係者)、民生児童委員、老人協力員、市社会福祉協議会など支援者に台帳を配付して情報共有を実施していく想定し、福祉医療間での共有、県との共有を考えてください。

(安全協働課・消防本部に副本を備え付け)

## 陳情事項

### 6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。  
②40歳未満の住民を対象にした一般健診検査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

### 7. 予防接種について

- ★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。  
②高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

### 8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。  
②就労支援や生活指導を個別にていまいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。  
③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

### 【4】 国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

#### 1. 地に対する意見書・要望書

- ①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。

②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保障職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位は行わず、国庫負担を増額してください。

## 回答

- ①歯周疾患検診は事業開始時から、特定健診は平成22年度から無料で行っています。がん検診（女性特有の方）は特定年齢以外）については、今後も一部負担金をお願いしています。

- ②ヤング健診（若年住民健診）として集団で実施しており、一部負担金は今後もお願いしています。

- ①平成24年度は、ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV（子宮頸がんワクチン）については、国庫補助制度があり助成しております。

- ②国庫補助制度ができた段階で検討していきます。
- ①生活保護法に基づき、申請の意思を確認し、申請権を侵害しないよう適切に対応しております。また、保護の必要な方には、生活保護の基準により、賃給、賃給のないようきめ細やかな対応をしています。
- ②国の基準により、適切な職員数で業務を行っております。
- ③警察官OBに限らず、職員の負担軽減と生保事務の適正化に資するため、就労支援員、面接相談員を採用することを検討しております。

- 【4】 1. 2. 3  
陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。
- ⑤子ども医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額してください。妊娠産婦健診の補助金を払充し、恒久措置としてください。
- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分に發揮されるよう、病院の統院合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。
- また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑧H1b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種を定期接種としてください。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- (1) 福祉医療制度について
- ①福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子ども医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。
- (2) 県民の医療を守るために
- ①後期高齢者医療制度について
- ア、後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
- イ、後期高齢者の健診事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

陳情事項
<p>⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。 とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるよう、財政的援助も含め充実してください。</p> <p>⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全 体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。</p> <p>⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤 務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。</p> <p>3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</p> <p>①愛知県に健康診査事業への補助を行つよう、要請してください。</p> <p>②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。</p> <p>③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。</p> <p>④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。</p>

回答